

危機管理マニュアル

熊本県立芦北高等学校

平成23年3月作成

平成24年 5月一部改訂(「地震の発生」追加)

平成24年10月一部改訂(「津波の発生」追加)

平成24年12月一部改訂(「いじめへの対応」追加)

平成26年 3月一部改訂(「いじめ防止対策」追加)

令和4年 3月一部改訂

(「避難場所(峰崎農場)削除)」

令和6年 3月一部改訂(「落雷・竜巻への対応」

「熱中症への対応」

「食物アレルギー(アナフィラキシー)への対応」追加

令和8年 8月一部改訂(「地震・津波の発生」加筆)

(6)地震(津波)の発生

①地震発生に備える対応

ア 施設設備等環境

- (ア)地震を想定して、施設設備や物品等の転倒や落下の危険があるものについては、固定や補強、設置場所の転換をするなど安全対策(特に保健室や理科室等の薬品の破損・落下・漏出防止策)を講じておく。
- (イ)地震を想定した安全点検の実施により地震発生時の安全確保に努め、日常的に整理整頓に努め、高所に物を置かない、避難経路を物品等がふさがないことなどに常に留意しておく。
- (ウ)消火器、非常ベル、スプリンクラー、火災感知器及び防火扉等の非常設備が正常に作動するか定期的に点検を行い確認しておく。
- (エ)緊急時に消防車等、緊急車両等の侵入を妨げないよう、校内の駐車、駐輪等について駐車帯等を明確にし、整理・整頓しておく。

イ 教職員

- (ア)校長を中心に組織的な対応が適切かつ迅速に取れるよう、全職員がマニュアルを熟知するとともに、マニュアルに基づいた訓練などを実施し、事件等発生時は即時対応できるようにしておく。
- (イ)消火器や非常ベルの設置位置を把握しておく。
- (ウ)常に連絡できる体制を作り、緊急時は管理職に第一報を迅速に入れることを徹底しておく。
- (エ)緊急時の人員確認のために授業担当者等が出席簿を持ち出すよう共通理解しておく。
- (オ)緊急時に持ち出す必要がある物品、書類等はまとめて保管し、持ち出す担当者などを確認し、迅速な搬出ができるようにしておく。※「(5)火災発生時」を参照
- (カ)学校防災の充実を図るため、校長を委員長とする防災委員会(運営委員会を充てる)を設置する。防災管理者は校長とし、事務局を事務担当及び総務部に置き、学校防災マニュアル(危機管理マニュアルにおける「地震の発生」に相当)の策定や避難訓練等の企画・調整・評価、学校防災の推進・運営等を行う。防災委員会は、警報等が発令された場合は警戒本部となり、災害が発生した場合は対策本部となる。

ウ 生徒

(ア)「地震発生時の心得」として、次の点について指導の徹底を図る。

「強い揺れを感じたら」

○屋内にいる場合は、慌てて屋外に飛び出さず、落下物や倒壊による被害を避けるため、棚、ロッカー、窓ガラス等から離れ、机の下等にもぐり込むか、鞆や本などで頭部を保護しながら姿勢を低くして揺れがおさまるのを待つ。

動ける余裕がある場合は、避難路を確保するため戸を開けておく。なお、屋外にいる場合は、校舎や塀、倒壊する可能性の高い工作物などから離れて姿勢を低くする

「強い揺れがおさまったら」

○火気使用の場合には直ちに消火し、ガスの元栓を締め、電気器具のコンセントを抜く。

○避難指示の校内放送を正確に聞き、避難経路、避難場所を確認する。

○特に屋内では、「押さない、走らない、しゃべらない」避難態度に徹する。

○パニックに陥らずに安全・迅速に避難する。

○集団から離れて逆戻りしない。

「火災を発見したら」

○火災を発見したら、非常ベルを押し、迅速に教職員の連絡する

○煙が充満している場合は、ハンカチ等を口にあて、姿勢を低くして避難する。

○防煙対策のためハンカチを常時携帯する。

「避難場所に到着したら」

○避難場所に集合する際は、整列して着座し、人員確認を正確・迅速に行う。

エ 保護者や関係機関等

(ア) 日頃から、安全に関する学校の方針や具体的取り組みについて保護者をはじめ広く地域に啓発し、理解と協力を求めている。

(イ) 地域の消防署や関係機関・団体と学校安全に関する連絡協議会を開催し、情報交換を深める中で連携教職体制づくりに努める。

(ウ) 保護者への緊急連絡リストを作成しておく。

オ 事前に想定しておくべきこと

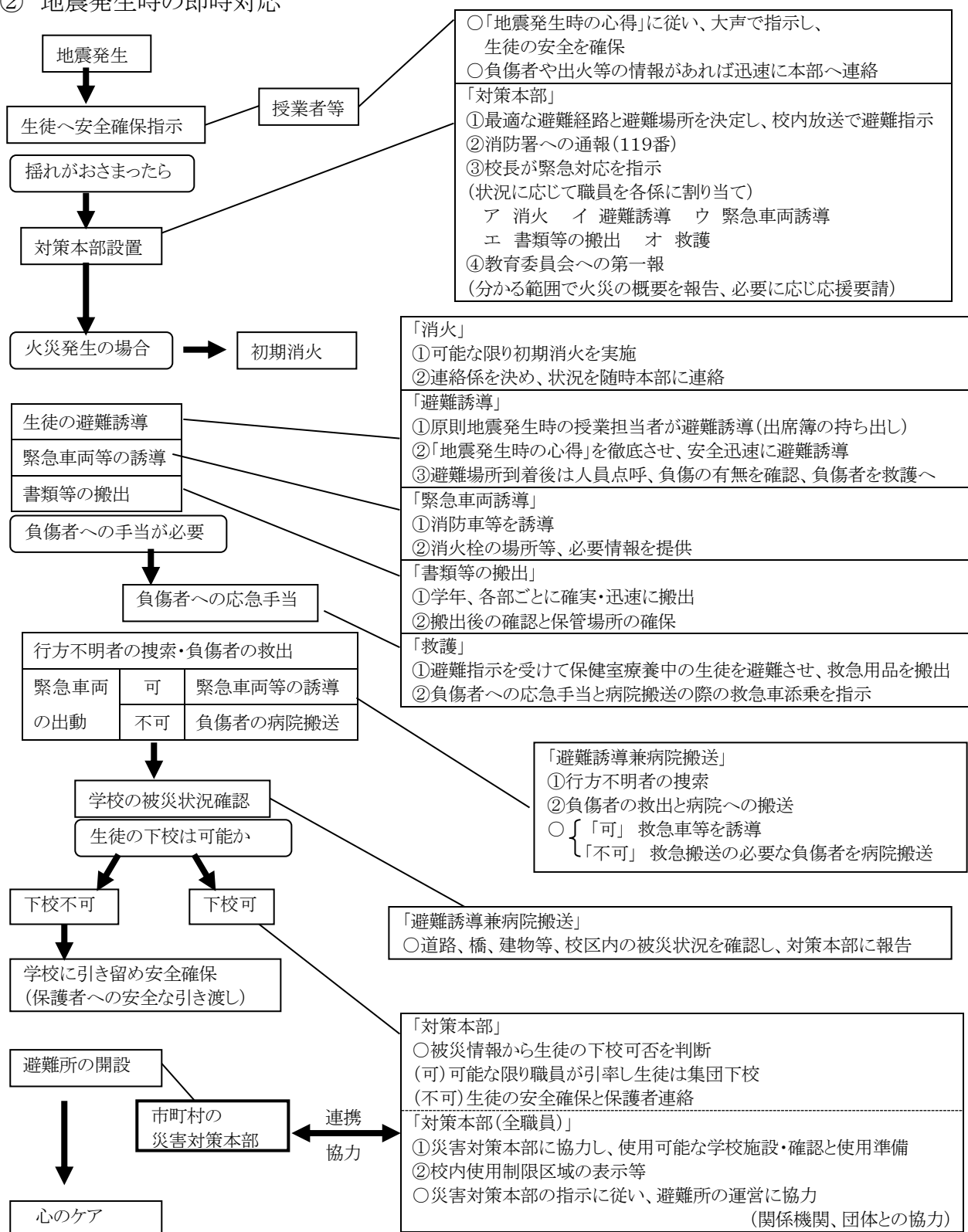
(ア) 大地震発生時に起こる状況(阪神・淡路大震災の状況から)

- 建物が倒壊し、大勢が生き埋め
- 火災が多発
- 消防車と救急車は呼んでも来ない
- 現場に医師はいない
- 死傷者多数
- 電気、水道、ガス等のライフラインが止まる
- 県下全域が同じ状況
- 被災地外からの救援は24時間以上先

(イ) 大地震発生直後に学校や市民に求められること

- 負傷者の救出と搬送
- 初期消火
- 救護所の立ち上げ
- 応急処置
- 重病者の病院搬送
- 飲料水の確保

② 地震発生時の即時対応



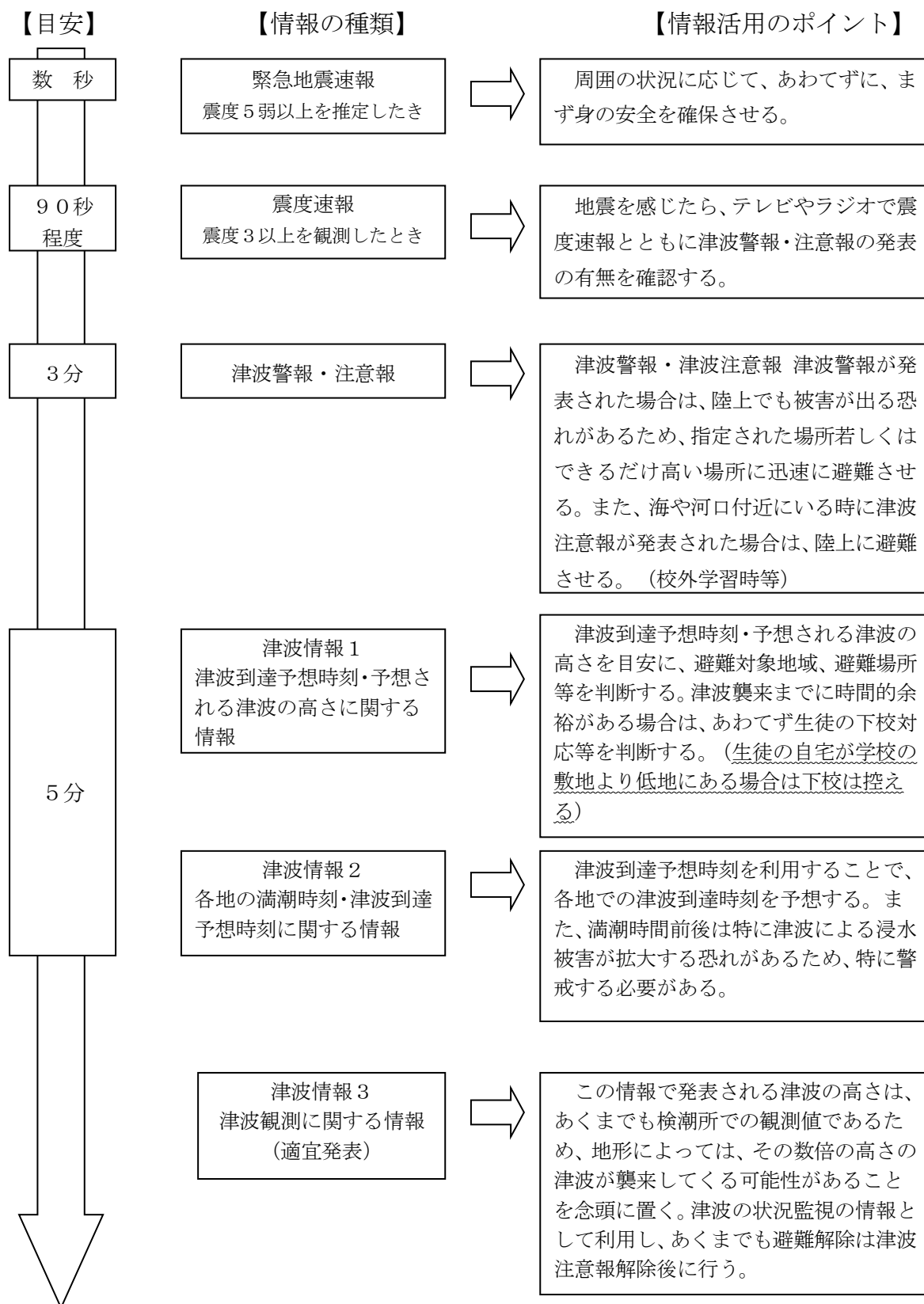
③ 津波についての知識

- ア 揺れの小さな地震でも長い時間ゆっくりとした揺れの場合、津波が来襲することがある。
- イ 震度4以上の強い揺れを感じた場合、短い時間で津波が来襲することがある。
- ウ 揺れを感じなくても津波が来襲することがある。
- エ 津波は繰り返し来襲し、最大の高さが第1波になるとは限らない。
- オ 津波は河川を遡り内陸深くまで進入することもある。標高の低い河川近辺は危険。
- カ 大きな津波が来襲すれば火災を覚悟しなければならない。津波で濡れても表面だけであり、家屋の倒壊により乾燥した家財道具や柱等はすぐ着火する性質がある。また、陸上に上がった漁船や汽船や岸壁や消波ブロックに衝突した漁船の燃料油に引火し延焼する。
- キ 防波堤や護岸、岩場等の高さが津波の高さよりも高くても、そこに留まることは危険である。
- ク 地震を感じたら、まず、海岸から離れ、自ら迅速に津波情報を入手する努力をする。
- ケ 自分の住んでいる地区の避難場所、避難経路を日頃から確認する。

津波警報・注意報等の解説

津波警報・津波注意報		解説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	高いところで3 m程度以上の津波が予想されるときに発表される。人命に関わる被害が発生する恐れがある。	3 m、4 m、6 m 8 m、10 m以上
	津波	高いところで2 m程度の津波が予想されるときに発表される。漁船の流失や家屋の浸水などの被害が発生する恐れがある。	1 m、2 m
津波注意報		高いところで0.5 m程度の津波が予想されるときに発表される。満潮時刻と重なると、湾の奥など津波が高くなりやすい場所では、浸水などの被害が発生する恐れがある。	0.5 m
津波予報		津波の心配がない場合や、津波による被害の心配はないものの若干の海面変動が予想される場合に発表される。	

⑤ 地震発生直後からの津波情報の流れと情報活用のポイント（防災情報メールの場合）



（参照：「九州・山口県防災気象情報ハンドブック2010」平成22 年5 月福岡管区気象台）

⑥ 津波対応マニュアル

ア 在校時における津波対応マニュアル

フロー図	対 応 内 容
地震発生 ↓ 安全確保 火気への対応 ↓ 情報の収集 避難指示 ↓ 避難後の対応 ↓ 避難解除・津波注意報解除後の対応 ↓ 事後の対応 措置	地震発生時の基本行動 ① 教室にいる場合は、校内放送等により一斉放送を行い、担任等が机の下にもぐるよう生徒に指示する。 ② 身を守る物がない場所にいる場合は、身の回りの教科書等で頭を保護し、低い姿勢をとらせる。 (屋外にいる場合は、建物から離れて揺れがおさまるのを待つ。) ③ ガスコンロ等の火気を使用中には、すぐに消火したり、ガスの元栓を閉める。電気器具のコンセントは抜く。 地震です。教室にいる人はすぐに机へ下にもぐりなさい。 教室以外にいる人は、その場に座りなさい。 (揺れが収まったら) 先生の指示に従い、3階に避難しなさい。 (繰り返し) 【津波に対する情報収集】 ① テレビやラジオ、インターネット、市防災情報等により津波に関する情報を収集する。 ② 津波への避難場所、避難経路を決定する。 ● 避難時間が確保できる場合はなるべく高台等へ避難 ● 避難時間がない場合は、学校内の一番高い場所へ避難 ③ 津波に対する注意報、警報に対して避難指示を出す。 地震は収まりましたが、津波の恐れがあります。 生徒の皆さんは先生の指示に従い、引続き校舎の3階に待機して下さい。 (繰り返し) ④ 指示に従い、生徒を速やかに誘導、避難させる。 ⑤ 逃げ遅れた生徒の確認や体調不良の生徒等のサポートなどを行う。 【避難後の対応】 ① 授業担当は、避難場所で名簿により生徒の確認や負傷者の状況確認をする。 ② 負傷者の状況によって、救急車の出動を要請したり保護者へ連絡したり、養護教諭等によって応急処置を行う。 ③ 生徒が病院に行った場合は職員も病院へ行き、状況を管理職に知らせる。 ④ 避難後は生徒の心理的動揺を落ち着かせ、場合によっては保護者への連絡をする。 ※津波は繰り返し来襲します。第1波よりもその後繰り返しやってくる波の方が高くなることもある。津波警報・注意報が解除されるまでは、注意が必要。 ① 避難解除・津波注意報解除後は、生徒の心理的動揺を落ち着かせ、下校等を実施する。また、場合によっては保護者への連絡をする。(周囲の状況が判らず、下校判断が難しい場合は、はっきりとするまで待機させる。) ① 管理職は、県教育委員会に生徒・職員の被害の状況や施設の状態等を報告し、必要に応じて支援要請を行う。 ② 学校施設・設備の点検を行い、安全が確認できない場合は、立ち入りを禁止する措置をとる。 ③ 災害の状況や今後の対応について、保護者に知らせる。 ④ 災害により通学路の安全が確認できない場合は、保護者に連絡をとり、迎えを依頼する。それまでは学校に待機させる。

イ 在校時以外における地震（津波）対応マニュアル

地震発生			
強い地震（震度４程度）を感じた場合、または、弱い地震であっても長い時間ゆっくりと揺れを感じた時は、津波が発生する恐れがある。 ※地震に対する対応は、「地震発生時の心得」を参照。			
	登下校時	自宅（休日・夜間等）	校外学習時
生徒	○ 地震が収まった後は、近くのできるだけ高台やビル等に急いで避難する。 ○ 地震が収まった後、消防団等の避難指示等があったら、急いで近くの高台や高い建物へ避難する。 ○ 登下校に支障が出た場合、可能な範囲で自分の所在を学校に連絡する。	○ 地震が収まったら、すぐにテレビやラジオ等により津波予報を確認する。 ○ 避難が必要な場合は、地区が指定している避難所へ急いで避難する。 ○ 緊急を要する場合は、近くの高台やビル等のできるだけ高いところへ急いで避難する。	○ 教職員の指示をよく聞いて、急いで避難する。 ○ 教職員とはぐれたり、指示が届かない場合は、防災行政無線等をよく聞いて、避難が必要な場合は、近くの高台やビル等のできるだけ高いところへ急いで避難する。 ○ 避難後の行動について教職員の指示に従う。
教職員	○ 生徒の所在の確認と状況によっては保護を行う。 ・校内 ・通学路 ・避難場所 ○ 保護者への引渡しが必要な場合は、教職員立ち合いのもと引渡す。連絡がつかない場合は、そのまま待機させる。 ○ 学校の対応等について、教育委員会へ状況を報告する。	○ 津波の発生や津波による災害が発生した場合は可能な限り学校等に参集し情報収集や教育委員会に被害情報報告等を行う。 ・生徒及び家族の安否確認 ・学校の被害状況の把握 ・教職員の安否確認	○ 引率教職員は、現場の状況や津波情報等から避難が必要かを判断し、避難が必要な場合は、生徒を避難させ、状況を学校に報告する。 ○ 学校は、引率教職員と連絡をとり、状況を把握し、必要な指示をする。 ○ 引率教職員は、避難完了後、人員確認等を行い学校へ報告する。 ○ 学校は、交通機関や地域の安全状況、避難解除後の対応等について、引率教職員へ連絡する。 また、対応等については、必要に応じて、保護者や教育委員会へ報告する。 ○ 引率教職員は、帰校及び現地解散の対応を行い状況を学校へ報告する。 ○ 学校は、教育委員会へ状況を報告する。

⑦ 二次対応

地震の揺れが収まった後、次に発生するさまざまな災害(二次災害)に対して対応する。

※想定すべき二次被害

- ・津 波 ☐海からの津波
☐河川を遡上して堤防を越えてくる津波
- ・火 災 ☐学校からの出火
☐周辺の地域からの延焼・類焼
- ・余 震 ☐建物の倒壊
☐非構造部材の落下・転倒・移動
- ・その他の災害 ☐土砂災害
☐液状化
☐地盤(沈下、すべり、亀裂、擁壁の倒壊等)
☐水害(堤防決壊、ダムの決壊、土砂ダムの決壊等)
☐原子力災害
☐雪害

ア 素早い情報収集

ラジオ、テレビ、広報無線、インターネット、メール、電話、FAX等により情報を収集する。

イ 臨機応変な判断と避難

マニュアルの内容に留まらず、把握した情報に基づいてその時々で状況をしっかり把握し、もっとも安全と思われる行動を選択する。

- | | | |
|------|---|--------------------------|
| 津 波 | → | 校舎の3階や屋上もしくは峰崎農場等の高台への避難 |
| 火 災 | → | 運動場への避難（前項②による） |
| 余 震 | → | 運動場への避難 |
| 土砂災害 | → | 山手側から離れた場所への避難 |

⑧ 対策本部の設置

二次対応後、生徒等の安全が一旦確保された段階で、対策本部を設置する。

対策本部の機能と業務内容

業務	役割	準備物	災害発生時 ～ 1 日	2 日～ 3 日
対策本部	各班との連絡調整 非常持出書類の搬出保管 被災状況把握・記録 応急対策の決定 町対策本部との連絡 報道機関への連絡、対応 PTAとの連絡調整 情報収集	危機管理マニュアル 学校敷地図 ラジオ ハンドマイク 懐中電灯 緊急活動日誌 トランシーバー 携帯電話	外部対応 関係機関への報告 教職員の体制指示 出勤者確認(時間外) 教職員と家族の安否確認 教職員の時間外配置 関係機関、町からの情報入手	外部対応 避難場所の確定 連絡調整
安否確認 避難誘導	教職員・生徒の安否確認 行方不明者の掌握、報告 安全な経路での避難誘導 負傷者の把握 下校指導、待機生徒の掌握	クラス出席簿 行方不明者記入用紙	安全な所への誘導 安全な下校指導 待機場所の確保 生徒の安否確認 生徒家族の安否確認	外部からの安否問い合わせ対応
安全点検 消火 応急復旧	初期消火 避難、救助活動の支援 被害の状況確認 (主要構造部分・電気・ガス・水道・電話の被害確認) 校内建物の安全点検 近隣の危険箇所巡視	消火器 ヘルメット ラジオ 道具セット 手袋 被害調査記入用紙	教室等の被害確認 電話、PC使用確認 水道・電気・ガス確認 備蓄品確認 学校中の鍵の確保	備蓄品の搬出 必要備品の確保 地域の被害状況調査 被災状況確認
救護 救急医療	生徒・教職員の救出・救命 負傷者の確認・通報	担架、AED 安全靴、防災マスク ヘルメット、スコップ 毛布、革手袋 のこぎり、斧 トランシーバー	応急手当の備品確保 負傷者対応	救護所の設置対応 近隣医療機関との連携による救護活動
保護者連絡	引き渡し場所の指定 身元確認 生徒引き渡し	出席簿 集合場所生徒配置図 引渡確認用紙	引渡場所の状況確認 保護者等との対応	保護者等との対応
避難所協力	避難所の名簿作成 緊急物資の受け入れと管理 ボランティアの受け入れ 町及び自主防災組織と連携した避難所の運営支援	マスターキー バリケード ラジオ ロープ・テープ 校内配置図 避難者へ指示(文書)	避難所開設準備 地域代表者との初動の確認	救援物資の受領、仕分け、配布、保管 避難者の必要物資の調達 仮設トイレ設置 避難者掌握

⑨ 生徒の引き渡しの判断

学校地域の震度を含む	震度 6 以上	保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。交通困難等で保護者が来校できない場合は、職員が同行し現地で保護者に引き渡す。 近隣の生徒で、保護者の了承が得られた生徒は下校させる。
	震度 5 以下	交通機関、通学路の状況等確認のうえ、原則として下校させる。

※状況により、判断が異なる場合もある。

⑩ 生徒在宅時及び登下校時の災害発生に対する教職員の非常参集体制と安否確認

休日や下校後などの在宅時や登下校時に大きな地震が発生した場合、教職員は震度に応じて、次の参集体制をとるものとする。同様に生徒の安否確認を行う。

教職員の非常参集体制と安否確認

地区内の震度	教職員参集体制	安否確認			
		実施の有無	確認方法		
			生徒在宅時		登下校時
			電話○	電話×	
6 以上	第三次参集 (全職員学校参集) (対策本部設置)	○	電話連絡	家庭訪問 避難所訪問	通学路をたどって
5	第二次参集 (管理職学校参集) (職員連絡網での連絡)	状況判断	原則実施しない		原則実施しない
4	第一次参集 (管理職間電話連絡)	×	実施しない		実施しない

※第三次参集では、可能な範囲で参集するものとする。

※状況により、判断が異なる場合もある。